

# 令和 2 年第 4 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利子補給金運用基金条例の制定について	P 3
2	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第8号）	P 3
3	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P 4
4	議案説明資料 参照法令等	P 6

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 1 件、予算 1 件及び報告 1 件であります。

議案第 1 号は、さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利子補給金運用基金条例の制定についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業に要する経費の財源として基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 8,709 万 6 千円を追加し、予算の総額を 240 億 1,282 万 1 千円とするものであります。

歳入では、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3 億 3,018 万 6 千円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 1 億 4,309 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、新生児特別定額給付金交付事業費 3,861 万 4 千円、7 款商工費で、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業費 2,000 万円、ガイドラインに基づく感染予防対策事業費 2,800 万円、10 款教育費で、小学校施設補修整備事業費 1,848 万 5 千円、中学校施設補修整備事業費 1,488 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日